

福島県浄化槽整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福島県浄化槽整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う浄化槽の計画的な設置を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、次の事業を対象とする。

- (1) 福島県浄化槽設置整備事業実施要綱（平成3年10月22日付け3環保第873号福島県保健環境部長通知）に基づき、市町村が浄化槽を整備する者に助成する事業
- (2) 福島県公共浄化槽等整備推進支援事業実施要綱（平成16年4月1日付け16環保第190号福島県生活環境部長通知）に基づき、市町村が浄化槽を整備する事業

(補助対象経費)

第4条 第3条(2)の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の額は、次により算出するものとする。

別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄の費目、第3欄の細目ごとに算出した第4欄に掲げる補助対象事業費の合計額とする。

(交付額の算定方法及び交付見込額の通知)

第5条 この補助金の交付額は別表2、別表3及び別表4により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 生活環境部長は予算の範囲内で市町村に対し、交付額の割当について通知を行うものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付申請は、別紙様式第1号による交付申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、前条第2項の通知後から交付決定前の間に事業を実施しようとする場合において、浄化槽整備事業交付決定前着手届(様式第1号-2)を知事に提出したときは、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県浄化槽整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による補助事業の遂行状況報告は、別紙様式第3号により知事の請求があったときに報告するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条により補助事業が完了したとき又は第6条第2号の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了若しくは中止若しくは廃止の承認の日から1か月を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに別紙様式第4号の実績報告書を提出するものとする。

2 前項の規定により実績報告書を提出するときは、福島県浄化槽設置整備事業実施要綱第9条で規定する啓発活動を行ったことがわかる資料を添付すること。

(補助金の支払)

第12条 この補助金の支払いは規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払により行うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、別紙様式第5号により請求するものとする。

3 第1項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて別紙様式第6号により請求するものとする。

(1) 概算払請求額内訳書

(2) その他、知事が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ別紙様式第7号による取得財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 ただし、福島県浄化槽整備事業には前3号は適用しない。

(証拠書類の保存)

第14条 市町村は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

(経由)

第15条 この要綱の規定により知事に提出する書類は正副2部とし、所轄地方振興局長を経由して提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成 3 年 1 0 月 2 2 日から施行し、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 7 年 9 月 1 2 日から施行し、平成 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 0 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行し、平成 1 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 5 年 9 月 5 日から施行し、平成 1 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 7 年 1 月 1 4 日から施行し、平成 1 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 8 年 6 月 6 日から施行し、平成 1 8 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 1 9 年 6 月 2 2 日から施行し、平成 1 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 2 3 年 8 月 2 6 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 3 0 年 3 月 1 日から施行し、平成 2 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 1 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表1

1 区分	2 費目	3 細目	4 補助対象事業費
工事費	本工事費	材 料 費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	補助事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事費に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。

別表2 (浄化槽設置整備事業)

	人槽別	基準額	豪雪地帯及び特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず下記の基準額による	対象経費	補助金交付額	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業内容の変更
浄化槽設置費	5人槽	332,000円 ×基数	352,000円 ×基数	市町村が福島県浄化槽設置整備事業実施要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、本体の設置に要する費用を助成するために必要な経費	1 基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して、少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額の合計額と事業費(事務費を除く)から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)第3(7)の事業を実施する場合は補助基本額に4分の1を乗じて得た額とする。	次に掲げる場合以外の変更 補助基本額が20%を超える場合	次に掲げる場合以外の変更 浄化槽の対象補助基数が20%を超える場合
	6～7人槽	414,000円 ×基数	441,000円 ×基数				
	8～10人槽	548,000円 ×基数	588,000円 ×基数				
	11～20人槽	939,000円 ×基数	1,002,000円 ×基数				
	21～30人槽	1,472,000円 ×基数	1,545,000円 ×基数				
	31～50人槽	2,037,000円 ×基数	2,129,000円 ×基数				
		基数については、知事が必要と認めた基数とする。					
撤去費	5～50人槽	30,000円 ×基数		市町村が福島県浄化槽設置整備事業実施要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する費用を助成するために必要な経費	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額とする。		
宅内配管工事費	5～50人槽	300,000円 ×基数		市町村が福島県浄化槽設置整備事業実施要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る本体設置工事に付帯して行う宅内配管工事(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費)に要する費用を助成するために必要な経費	基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)第3(7)の事業を実施する場合は補助基本額に4分の1を乗じて得た額とする。		
既設浄化槽改築費	5～50人槽	(1)災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7(2)別表3に基づき承認を得た額。 (2)市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額。 (千円/回) プロワの交換 21×基数 水中ポンプの交換 54×基数 マンホールの交換(樹脂製) 14×基数		市町村が福島県浄化槽設置整備事業実施要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築をするために必要な経費。	基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)第3(7)の事業を実施する場合は補助基本額に4分の1を乗じて得た額とする。		

	マンホールの交換（鉄製） 60×基数 躯体・仕切版の補修 61×基数 担体（ろ材又は接触材の受け ・押さえ含む）の補充補修 34×基数 上記以外 循環型社会形成推進交付金 交付取扱要領7（2）別表3 に基づき承認を得た額。 基数については、知事が必要 と認めた基数とする				
--	---	--	--	--	--

（別表2に係る条件）

- 1 併用住宅に接続する11人槽～50人槽の浄化槽にあつては、8～10人槽に該当するものとして算出する。
- 2 撤去費の補助対象は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便槽の完全撤去が確認された基数で、浄化槽の合計基数の内数である。（合併処理浄化槽については、東日本大震災により使用不能となったものに限る。）
- 3 宅内配管工事費の補助対象は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る本体設置工事に付帯して行った基数で、浄化槽の合計基数の内数である。ただし、公共浄化槽等整備推進支援事業において宅内配管工事を個人が実施する場合は、この限りでない。

別表3 (公共浄化槽等整備推進支援事業)

	人槽別	基準額	豪雪地帯及び特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず下記の基準額による	対象経費	補助金交付額	軽微な変更	
						経費の配分の変更	事業内容の変更
浄化槽	5人槽	837,000円 ×基数	882,000円 ×基数	市町村が福島県公共浄化槽整備事業に要する経費	1 基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとと比較して、少ない方の額を選定する。 2 1により選定された額(事務費を除く)からその他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に100分の7.5を乗じて得た額とする。 ただし、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)第3(7)の事業を実施する場合は補助基本額に100分の5を乗じて得た額とする。	次に掲げる場合の変更以外の変更 補助基本額の合計が20%を超える場合	次に掲げる場合の変更以外の変更 浄化槽の補助対象基数が20%を超える場合
	6～7人槽	1,043,000円 ×基数	1,104,000円 ×基数				
	8～10人槽	1,375,000円 ×基数	1,495,000円 ×基数				
	11～15人槽	2,039,000円 ×基数	2,191,000円 ×基数				
	16～20人槽	2,786,000円 ×基数	2,937,000円 ×基数				
	21～25人槽	3,332,000円 ×基数	3,491,000円 ×基数				
	26～30人槽	4,066,000円 ×基数	4,271,000円 ×基数				
	31～40人槽	4,521,000円 ×基数	4,743,000円 ×基数				
	41～50人槽	5,737,000円 ×基数	5,993,000円 ×基数				
		基数については、知事が必要と認めた基数とする。					
宅内配管工事費	5～50人槽	300,000円 ×基数		市町村が福島県公共浄化槽整備事業に要する経費	基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとと比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)第3(7)の事業を実施する場合は補助基本額に4分の1を乗じて得た額とする。		
		基数については、知事が必要と認めた基数とする。					
既設浄化槽改築費	5～50人槽	(1) 災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7(2)別表4に基づき承認を得た額。 (2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額。 (千円/回) ブロワの交換 52×基数		市町村が福島県公共浄化槽整備事業に要する経費	基準額と対象経費の実支出額を人槽区分ごとと比較して、少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環		

	<p>水中ポンプの交換 135×基数 マンホールの交換（樹脂製） 35×基数 マンホールの交換（鉄製） 150×基数 躯体・仕切版の補修 153×基数 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 84×基数 上記以外 循環型社会形成推進交付金 交付取扱要領7（2）別表4 に基づき承認を得た額。</p> <p>基数については、知事が必要と認めた基数とする</p>		<p>省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）第3（7）の事業を実施する場合は補助基本額に4分の1を乗じて得た額とする。</p>	
--	---	--	--	--

（別表3に係る条件）

- 1 宅内配管工事費の補助対象は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る本体設置工事に付帯して行った基数で、浄化槽の合計基数の内数である。
- 2 宅内配管工事を個人が実施する場合は、別表2により行う。

別表4（共同浄化槽）

	人槽区分	接続戸数	基準額		対象経費	補助金交付額	軽微な変更		
			本体工事費	管工事費			経費の配分の変更	事業内容の変更	
浄化槽	14人槽	4	2,039,000円 ×基数	1,309円 ×基数	市町村が福 島県浄化槽 推進事業に ては、知事 が必要と認 めた基数と する。	1 基準額と 対象支出額 を比較し、 少ない方を 標準額とし 、補助基本 額に3分の 1を乗じて 得た額とし 、公費等 （浄化槽 等整備事 業実施要 綱（平成 6年10月 20日付 環境省大 臣官房イ ンフラ・リ ソース部 長第3（7） 号通知） に基づき 実施する 。	と実槽比 を定 する。 お本工 事費及 びそれ を定 する。 1に よ り 額 事 を 付 収 し 比 較 方 基 本 額 に 1 0 0 分 の 7 .5 を 乗 じ て 得 た 額 と す る。 公 共 浄 化 槽 等 整 備 事 業 実 施 要 綱 （ 平 成 6 年 1 0 月 2 0 日 付 環 境 省 大 臣 官 房 イ ン フ ラ ・ リ ソ ー ス 部 長 第 3 （ 7 ） 号 通 知 ） に 基 づ き 実 施 す る 。	掲げの 外 の 場 合 は 、 本 計 % を 超 え る 場 合 は 、 補 助 額 が 下 合 算 さ れ な い 。	掲げの 外 の 場 合 は 、 本 計 % を 超 え る 場 合 は 、 補 助 額 が 下 合 算 さ れ な い 。
	18人槽	5	2,786,000円 ×基数	1,399円 ×基数					
	21人槽	6	3,332,000円 ×基数	1,690円 ×基数					
	25人槽	7	3,332,000円 ×基数	2,527円 ×基数					
	30人槽	8	4,066,000円 ×基数	2,630円 ×基数					
	40人槽	11	4,521,000円 ×基数	4,686円 ×基数					
	45人槽	12	5,737,000円 ×基数	4,307円 ×基数					
	50人槽	14	5,737,000円 ×基数	5,981円 ×基数					
	60人槽	17	6,450,000円 ×基数	7,779円 ×基数					
	70人槽	20	6,450,000円 ×基数	10,290円 ×基数					
	80人槽	22	6,450,000円 ×基数	11,964円 ×基数					
	90人槽	25	6,450,000円 ×基数	14,475円 ×基数					
	100人槽	28	6,450,000円 ×基数	16,986円 ×基数					
宅内配管工事費	14～100人槽	4～28	300,000円 ×基数		市町村が福 島県浄化槽 推進事業に ては、知事 が必要と認 めた基数と する。	基準額と 対象支出額 を比較し、 少ない方を 標準額とし 、補助基本 額に3分の 1を乗じて 得た額とし 、公費等 （浄化槽 等整備事 業実施要 綱（平成 6年10月 20日付 環境省大 臣官房イ ンフラ・リ ソース部 長第3（7） 号通知） に基づき 実施する 。	と実槽比 を定 する。 お本工 事費及 びそれ を定 する。 1に よ り 額 事 を 付 収 し 比 較 方 基 本 額 に 1 0 0 分 の 7 .5 を 乗 じ て 得 た 額 と す る。 公 共 浄 化 槽 等 整 備 事 業 実 施 要 綱 （ 平 成 6 年 1 0 月 2 0 日 付 環 境 省 大 臣 官 房 イ ン フ ラ ・ リ ソ ー ス 部 長 第 3 （ 7 ） 号 通 知 ） に 基 づ き 実 施 す る 。	掲げの 外 の 場 合 は 、 本 計 % を 超 え る 場 合 は 、 補 助 額 が 下 合 算 さ れ な い 。	掲げの 外 の 場 合 は 、 本 計 % を 超 え る 場 合 は 、 補 助 額 が 下 合 算 さ れ な い 。

			(便所、台 所、洗面所、 風呂等から の排水)ま すの設置及 び居住の敷 地の隣接す る側溝まで の放流管の 設置に係る 工事の経費	合は補助基 額に4分の1 を乗じて得 る。
既設浄化槽改築費	14～100 人槽	4 ～ 28	<p>(1) 災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7(2)別表4に基づき承認を得た額。</p> <p>(2) 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額。</p> <p>(千円/回)</p> <p>ブロワの交換 52×基数</p> <p>水中ポンプの交換 135×基数</p> <p>マンホールの交換(樹脂製) 35×基数</p> <p>マンホールの交換(鉄製) 150×基数</p> <p>躯体・仕切版の補修 153×基数</p> <p>担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修 84×基数</p> <p>上記以外 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7(2)別表4に基づき承認を得た額。</p> <p>基数については、知事が必要と認めた基数とする</p>	<p>市町村が福 島県等支援 事業に基づ いて、既設 浄化槽の改 築に要する 経費</p> <p>基準額と対象 額を人槽比 較し、少ない 方を補助基 本額とし、補 助額を乗じて 得る。ただし、 公営浄化槽 等整備事業 (平成6年10 月20日付環 衛浄第67号 環境省大臣官 房リサイクル 対策部通知の 別紙)第3(7) の事業場本 1た 得 た 額 を 乗 じ て 得 る。</p>

(別表4に係る条件)

- 1 宅内配管工事費の補助対象は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る本体設置工事に付帯して行った基数で、浄化槽の合計基数の内数である。
- 2 宅内配管工事を個人が実施する場合は、別表2により行う。